

税の控除・減額・免除

【所得税・住民税の所得控除】 身 知 精

《 所得税：令和6年分 住民税：令和7年度分 》

内 容		所得控除額 (1人につき)	
		所得税	住民税
障がい者控除	本人・同一生計配偶者・扶養親族が身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている場合等	27万円	26万円
特別障がい者の場合	上記障がい者が身体障がい者手帳（1級または2級）、療育手帳（A）または精神障がい者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている場合等	40万円	30万円
同居特別障がい者の場合	同一生計配偶者・扶養親族が特別障がい者であり、本人と同居（※1）している場合	75万円	53万円
医療費控除	傷病によりおおむね6か月以上寝たきりの方のおむつ代で、その方の治療をしている医師が発行したおむつ使用証明書等がある場合（※2）	おむつ（成人用）にかかる費用のうち（※3）の計算式にて求めた額	
右以外にも対象となるものがあります。	ストマ用装具を使用している方で、その方の治療をしている医師が発行した「ストマ用装具使用証明書」がある場合	ストマ用装具にかかる費用のうち（※3）の計算式にて求めた額	
セルフメディケーション税制（※4） （医療費控除の特例）	健康の保持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行っている場合において、特定一般用医薬品等（ドラッグストア等で購入できるスイッチOTC医薬品）購入費を支払った場合（※5）		

※1 配偶者または本人と生計を一にする親族と同居している場合を含みます。

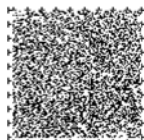
※2 「おむつ使用証明書」に代えて、「介護保険法の規定に基づく主治医意見書の内容を市町村が確認した書類」又は以下に記載する「主治医意見書」の写しの添付又は提示でも医療費控除を受けることができます。

【主治医意見書】

- ・ おむつ代について医療費控除を受けることが1年目である場合
おむつを使用したその年に現に受けていた要介護認定及び当該認定を含む複数の要介護認定で有効期間を合算して6か月以上となるものの審査に当たり作成されたもの
- ・ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降である場合
原則おむつを使用したその年の「主治医意見書」、その年に「主治医意見書」が作成されていない場合には、その年に現に受けていた要介護認定の審査に当たり作成されたもの

※3 $(\text{支払った医療費} - \text{保険金等により補てんされた金額}) - (\text{総所得金額等の合計額} \times 5/100 \text{ または } 10 \text{ 万円のいずれか少ない金額})$ 【限度額 200万円】

※4 医療費控除とセルフメディケーション税制は選択適用です。

※5 $(\text{支払ったスイッチOTC医薬品購入費}) - (\text{保険金等により補てんされた金額}) - 1 \text{ 万 } 2 \text{ 千円}$ 【限度額 8万8千円】

問い合わせ先：所得税・・・税務署（所在地 110～111 ページ）

住民税・・・市税事務所（所在地 109 ページ）

【住民税の非課税・減額措置】（令和7年度分） 身 知 精

- ・本人が障がい者で前年の合計所得金額が135万円以下の方…非課税
- ・本人が障がい者で前年の合計所得金額が140万円以下の方…7割減額（※）
- ・本人が障がい者で前年の合計所得金額が145万円以下の方…5割減額（※）

※ 全額負担が困難な場合に限り、申請により、適用される場合があります。
（ただし、納付された税額および申請期限が過ぎた税額については、適用できません。）
《申請期限》

- ・普通徴収税額：減額を受けようとする納期の納期限
- ・給与からの特別徴収税額：減額を受けようとする徴収月の前月末日
- ・公的年金からの特別徴収税額：減額を受けようとする徴収月の前月末日

問い合わせ先：市税事務所（所在地：109ページ）

【相続税の控除】 身 知 精

内 容		控除額
障がい者控除	障がい者が相続または遺贈により財産を取得した場合	10万円
特別障がい者の場合	上記障がい者が身体障がい者手帳（1級又は2級）、または精神障がい者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている場合など	20万円
85歳に到達するまでの1年につき上記の額を相続税から控除		（85－障がい者年齢）×控除額

問い合わせ先：税務署（所在地：110～111ページ）

【個人事業税】 身

両眼の視力を喪失した方、両眼の視力が0.06以下の方が行うあん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業については、課税対象外となります。

問い合わせ先：府税事務所（所在地：110ページ）

【関税】

身体障がい者用に特に製作された器具および物品を輸入する場合、免税となる場合があります。

《関税が免除される器具等の例》

義肢、人工代用筋、車いす、盲人用の点字器など

問い合わせ先：大阪税関業務部税関相談官 電話：06-6576-3001

10
減税
免
な
ど
の

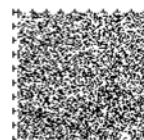
【自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）の減免】 身 知 精

- 障がい者が所有する自動車及び障がい者と生計を一にする方が所有する自動車で、専ら当該障がい者が運転するものまたは当該障がい者と生計を一にする方が当該障がい者のために専ら運転するもの。ただし、18歳以上の軽度の身体障がい者は、本人所有の自動車を本人が運転する場合に限ります。

障がい者のみで構成される世帯の重度の障がい者が所有する自動車を当該障がい者の常時介護者が当該障がい者のために通勤・通学・通院に専ら運転するもの。

なお、減免の対象となる自動車は、自家用自動車1台限りです。

- 身体障がい者の利用に供するための特別の仕様により製造され、または構造変更が加えられた自動車（※「特別の仕様」、「構造変更」とは車いすの昇降・固定する装置等を装着したもの等をいいます）。



障がいの区分		障がいの級別または程度	
		重度（級）	軽度（級）
身体障がい者手帳	視覚障がい	1～4	5・6
	聴覚障がい	2～4	6
	平衡機能障がい	3	5
	音声・言語・そしゃく機能障がい	3・4	—
	上肢・下肢機能障がい	1～3	4～6
	体幹機能障がい	1～3	5
	脳原性運動機能障がい	1～4	5・6
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう・直腸機能障がい	1・3	4
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能障がい	1～3	4
療育手帳		A・B1・B2	—
精神障がい者保健福祉手帳 《自立支援医療受給者証（精神通院医療）の交付を受けている場合に限る》		1	—

●減免の申請期限

区分	申請書の提出期限	税目
自動車を新規取得する場合 登録の際に減免要件に該当している場合	登録の日	自動車税（環境性能割・種別割） 軽自動車税（環境性能割）
自動車をすでに所有している場合	4月1日に減免要件に該当している場合	自動車税（種別割）
	4月1日後、減免要件に該当することになった場合	
	自動車税（種別割）の納期限	
	減免要件に該当することになった日から60日以内	

※ 新たに自動車税（種別割）の身体障がい者等減免を申請される方で、申請期限を過ぎて申請された場合、減免を受けることができる税額は、申請のあった月の翌月から月割りで計算した額となります。ただし、自動車税（環境性能割）および軽自動車税（環境性能割）については、申請期限（自動車の登録の日）を過ぎた場合、減免を受けることができませんのでご注意ください。

（身体障がい者手帳等の交付申請中の方は、減免申請の際にその旨をお申し出ください）

問い合わせ先：自動車をすでに所有している場合…府税事務所（所在地：110 ページ）

自動車を新規取得する場合…自動車税事務所分室（所在地：110 ページ）

【軽自動車税（種別割）の免除】 身 知 精

●障がい者または障がい者と生計を一にする方が所有する軽自動車等で、当該障がい者が運転するもの、または専ら当該障がい者のために当該障がい者と生計を一にする方もしくは当該障がい者の常時介護者が運転するもの（同一世帯でない場合は、区役所保健福祉センターが発行する生計同一・常時介護証明書の交付を受けたものに限りまゝ）。ただし、満 18 歳以上の軽度の身体障がい者に関しては、本人所有の軽自動車等に限りまゝ。

なお、自動車税（種別割）の減免または軽自動車税（種別割）の免除を受けることができるのは、1 人の障がい者につき 1 台に限られます。したがって、自動車税（種別割）で減免を受けた方は、軽自動車税（種別割）では免除を受けることはできません。

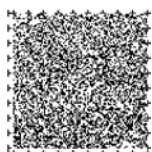
※ 「軽自動車等」とは、軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車および 2 輪の小型自動車をいいます。

※ 営業用は除きます。

●障がい者の利用に供するための特別の仕様により製造され、または構造変更が加えられた軽自動車等で専ら障がい者の利用に供されるもの

※ 構造変更とは車いすの昇降・固定する装置等を装着したもの等をいいます。

●納期限（5 月末日、土・日曜日の場合は翌開庁日）までに申請されない場合は、免除の適用ができませんのでご注意ください。



※ 各種手帳の交付申請中の方は、免除の申請の際にその旨をお申し出ください。

障がいの区分		障がいの級別または程度	
		重度（級）	軽度（級）
身体障がい者手帳	視覚障がい	1～4	5・6
	聴覚障がい	2～4	6
	平衡機能障がい	3	5
	音声・言語・そしゃく機能障がい	—	3・4
	上肢・下肢機能障がい	1～3	4～6
	体幹機能障がい	1～3	5
	脳原性運動機能障がい	1～3	4～6
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう・直腸機能障がい	1・3	4
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能障がい	1～3	4
療育手帳 《本市において発行した療育手帳の交付を受けている場合に限りです》		A・B1・B2	—
精神障がい者保健福祉手帳 《自立支援医療受給者証（精神通院医療）の交付を受けている場合に限りです》		1	—

問い合わせ先：市税事務所（所在地：109 ページ）

少額預金等利子非課税制度

身 知 精

次に該当される方は、少額預金の利子所得等の非課税制度および少額公債の利子の非課税制度により、それぞれ 350 万円（合計で 700 万円）までの元本または額面から生ずる利子等について非課税とされています。

これらの非課税制度の適用を受けるには、預金等の預入等の際に、金融機関の窓口等に申請が必要です。

また、申請の際には、対象者であることを証明する公的書類を提示する必要があります。

なお、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入により、申請の際にマイナンバーを金融機関に提供する必要があります。マイナンバーを提供する際には、本人確認書類（「番号を確認する書類」及び「本人を確認する書類」）として個人番号カード等の提示が必要となります。

10 減税
免
な
の

対象となる方	対象者であることを証明する公的書類
身体障がい者手帳の交付を受けている方	身体障がい者手帳及び本人確認書類（個人番号カード等）
療育手帳の交付を受けている方	療育手帳及び本人確認書類（個人番号カード等）
精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方	精神障がい者保健福祉手帳及び本人確認書類（個人番号カード等）
障がい基礎年金・障がい厚生年金・障がい共済年金を受給している方	それぞれの年金証書及び本人確認書類（個人番号カード等）
特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給している方	それぞれの認定通知書及び本人確認書類（個人番号カード等）

注 1 上記以外でも、各種法律に基づく障がい年金、手当や補償費を受給している方などが、非課税扱いとなる場合があります。

注 2 郵便貯金の利子所得の非課税制度については、郵政民営化（平成 19 年 10 月 1 日）以後、経過措置が適用されるものを除き、廃止されています。

